

八ここ 第372号
令和元年11月11日

各 位

八尾市長 大松 桂右

「子ども医療費助成制度」の対象年齢拡充について（お知らせ）

平素は、本市の子育て支援施策の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市におきましては、子どもの健全育成に寄与するとともに、子育て世帯の経済的負担軽減のため「子ども医療費助成制度」による医療費助成を行っておりますが、令和2年1月1日より、助成対象を「15歳到達後最初の3月31日まで」から、「18歳到達後最初の3月31日まで」とする制度拡充を実施いたします。

つきましては、貴職におかれましては、制度拡充の趣旨にご理解をいただき、引き続きご協力と格段のご配慮を賜りますとともに、会員様への周知方につきましても、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 子ども医療費助成制度における対象者について

令和元年12月31日まで	令和2年1月1日から
15歳到達後最初の3月末日まで (平成16年4月2日以降生まれの方)	18歳到達後最初の3月末日まで (平成13年4月2日以降生まれの方)

※助成内容（一部自己負担額：1日最大500円、同一医療機関での負担上限額：月2日（最大1,000円まで）、院外調剤：自己負担なし）については、変更ありません。

以上

〈問い合わせ先〉

八尾市 こども未来部 こども政策課 こども育成係
〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号
TEL：072-924-8528 FAX：072-924-9548
e-mail：kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp